

○有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第●号）

（傍線部分は有線テレビジョン放送法施行規則からの改正部分）

省令案	現行省令①（有線テレビジョン放送法施行規則）	現行省令②（電気通信役務利用放送施行規則）
<p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 有線放送設備の技術基準</p> <p>第一節 通則（第三条―第八条）</p> <p>第二節 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第九条―第十三条）</p> <p>第三節 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第十四条―第十七条）</p> <p>第四節 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第十八条―第二十条）</p> <p>第五節 標準テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第六節 標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第二十四条―第二十五条）</p> <p>第三章 雑則（第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この省令は、放送法（昭和二十五法律第百三十二号。以下「法」という。）第百二十六条第一項の規定に基づき、一般放送の業務に用いられる電気通信設備に適用される有線テレビジョン放送等（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、それを再放送することを含む。）以外の有線一般放送をいう。以下同じ。）の技術基準（同条第二項第二号に掲げるものに限る。）を定めることを目的とする。</p>	<p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 施設</p> <p>第一節 施設の設置、運用等（第三条―第十五条）</p> <p>第二節 技術基準</p> <p>第一款 通則（第十六条―第二十六条）</p> <p>第二款 標準テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う施設に係る条件（第二十六条の二―第二十六条の五）</p> <p>第三款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う施設に係る条件（第二十六条の六―第二十六条の七）</p> <p>第四款 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送等を行う施設に係る条件（第二十六条の八―第二十六条の十）</p> <p>第五款 削除</p> <p>第六款 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う施設に係る条件（第二十六条の十四の二―第二十六条の十八）</p> <p>第七款 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う施設に係る条件（第二十六条の十八の二―第二十六条の二十一）</p> <p>第三章 業務（第二十七条―第三十四条）</p> <p>第四章 雑則（第三十五条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、別に定めるものを除くほか、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号。以下「法」という。）の規定を施行するために必要とする事項及び法の委任に基づく事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 登録（第三条―第十一条）</p> <p>第三章 技術基準</p> <p>第一節 通則（第十二条）</p> <p>第二節 衛星役務利用放（第十三条―第十五条）</p> <p>第三節 有線役務利用放</p> <p>第一款 通則（第十六条―第二十条）</p> <p>第二款 標準テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件（第二十一条）</p> <p>第三款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件（第二十一条）</p> <p>第四款 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件（第二十三条―第二十四条）</p> <p>第五款 削除</p> <p>第六款 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件（第二十六条の二―第二十八条）</p> <p>第七款 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件（第二十八条の二―第二十九条）</p> <p>第四章 業務（第三十条―第三十五条の八）</p> <p>第五章 雑則（第三十六条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号。以下「法」という。）の規定を施行するために必要とする事項及び法の委任に基づく事項を定めることを目的とする。</p>

(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、法及び放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 一 「有線放送設備」とは、有線テレビジョン放送等を行うための有線電気通信設備(再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。)をいう。
- 二 「ヘッドエンド」とは、有線テレビジョン放送等のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線テレビジョン放送等の主たる送信の場所(前置増幅器の場所を含む。)にあるもの及びこれに付加する装置(受信空中線系、テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。)をいう。
- 三 「受信者端子」とは、有線放送設備の端子であつて、有線テレビジョン放送等の受信設備に接するものをいう。
- 四 「タップオフ」とは、有線放送設備の線路に送られた電磁波を分岐する機器又は有線放送設備の線路に介在するクロージヤ(光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備をいう。以下同じ。)であつて、受信者端子に最も近接するものをいう。
- 五 「引込端子」とは、タップオフの端子(タップオフがクロージヤである場合にあっては、クロージヤ内の光ファイバの先端をいう。以下同じ。)であつて、引込線を接続するためのもの(タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む。)をいう。
- 六 「幹線」とは、有線放送設備の線路であつて、ヘッドエンドからすべての中継増幅器(引込線に介在するものを除く。次号において同じ。)までの間(有線放送設備のヘッドエンドからタップオフまでの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合にあっては、ヘッドエンドからタップオフ

(定義)

第二条 この規則の規定の解釈に關しては、次の定義に従うものとする。

- 一 「同時再送信」とは、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者のテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれらを再送信する有線テレビジョン放送をいう。
- 二 「義務再送信」とは、法第十三条第一項の規定による同時再送信をいう。
- 三 「自主放送」とは、同時再送信以外の有線テレビジョン放送をいう。
- 四 「ヘッドエンド」とは、有線テレビジョン放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線テレビジョン放送の主たる送信の場所(前置増幅器の場所を含む。)にあるもの及びこれに付加する装置(受信空中線系、テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。)をいう。
- 五 「受信者端子」とは、有線テレビジョン放送施設(以下「施設」という。)の端子であつて、有線テレビジョン放送の受信設備に接するものをいう。
- 六 「タップオフ」とは、施設の線路に送られた電磁波を分岐する機器又は施設の線路に介在するクロージヤ(光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備をいう。以下同じ。)であつて、受信者端子に最も近接するものをいう。
- 七 「引込端子」とは、タップオフの端子(タップオフがクロージヤである場合にあっては、クロージヤ内の光ファイバの先端をいう。以下同じ。)であつて、引込線を接続するためのもの(タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む。)をいう。
- 八 「幹線」とは、施設の線路であつて、ヘッドエンドからすべての中継増幅器(引込線に介在するものを除く。次号において同じ。)までの間(施設のヘッドエンドからタップオフまでの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合にあっては、ヘッドエンドからタップオフまでの間)のもの

(定義)

第二条 この規則の規定の解釈に關しては、次の定義に従うものとする。

- 十六 「同時再送信」とは、他の電気通信役務利用放送事業者の電気通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信する有線役務利用放送をいう。
- 十七 「自主放送」とは、同時再送信以外の有線役務利用放送をいう。
- 十八 「ヘッドエンド」とは、有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置(テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。)をいう。
- 十九 「受信者端子」とは、有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。
- 二十 「タップオフ」とは、有線役務利用放送設備の線路に送られた電磁波を分岐する機器又は有線役務利用放送設備の線路に介在するクロージヤ(光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備をいう。以下同じ。)であつて、受信者端子に最も近接するものをいう。
- 二十一 「引込端子」とは、タップオフの端子(タップオフがクロージヤである場合にあっては、クロージヤ内の光ファイバの先端をいう。以下同じ。)であつて、引込線を接続するためのもの(タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む。)をいう。
- 二十二 「幹線」とは、有線役務利用放送設備の線路であつて、ヘッドエンドからすべての中継増幅器(引込線に介在するものを除く。次号において同じ。)までの間(有線役務利用放送設備のヘッドエンドからタップオフまでの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである

までの間)のものをいう。

七 「分配線」とは、幹線以外の有線放送設備の線路であつて、中継増幅器からすべてのタップオフまでの間のものをいう。

八 「引込線」とは、有線放送設備の線路であつて、受信者端子からこれに最も近接するタップオフまでの間のものをいう。

九 「レベル」とは、出力端子における電磁波の電圧の実効値の一マイクロボルトに対する比をデシベルで表わしたものであつて、出力端子の定格出力インピーダンスに等しい純抵抗負荷をその出力端子に接続した場合のものをいう。

十 「デジタル有線テレビジョン放送方式」とは、第十一条第三項及び第四項に規定する信号により搬送波を変調する方式をいう。

十一 「標準デジタルテレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第●号)以下「デジタル放送の標準方式」という。のうち、地上基幹放送局に係るものに準拠する方式をいう。

十二 「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第五章第一節に規定する衛星基幹放送局に係るものに準拠する方式をいう。

十三 「広帯域伝送デジタル放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する衛星基幹放送局に係るものに準拠する方式をいう。

十四 「標準テレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第●号)、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第●号)、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第●号)又は標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第●号)のうち、地上基幹放送局に係るものに準拠する方式をいう。

十五 「標準衛星テレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式若しくは標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式のうち一・七ギガヘルツを超え二・二ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局に係るもの又は標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式のうち衛星基幹放送局に係るものに準拠する方式(標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。))に関する送信の標準方式第十四条(標

をいう。

九 「分配線」とは、幹線以外の施設の線路であつて、中継増幅器からすべてのタップオフまでの間のものをいう。

十 「引込線」とは、施設の線路であつて、受信者端子からこれに最も近接するタップオフまでの間のものをいう。

十一 「レベル」とは、出力端子における電磁波の電圧の実効値の一マイクロボルトに対する比をデシベルで表わしたものであつて、出力端子の定格出力インピーダンスに等しい純抵抗負荷をその出力端子に接続した場合のものをいう。

場合にあっては、ヘッドエンドからタップオフまでの間)のものをいう。

二十三 「分配線」とは、幹線以外の有線役務利用放送設備の線路であつて、中継増幅器からすべてのタップオフまでの間のものをいう。

二十四 「引込線」とは、有線役務利用放送設備の線路であつて、受信者端子からこれに最も近接するタップオフまでの間のものをいう。

二十五 「レベル」とは、出力端子における電磁波の電圧の実効値の一マイクロボルトに対する比をデシベルで表わしたものであつて、出力端子の定格出力インピーダンスに等しい純抵抗負荷をその出力端子に接続した場合のものをいう。

準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第二十四条において準用する場合を含む。）、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式第三条又は標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第二十六条中「二七MHz」とあるのは「電力拡散信号を用いる場合は二七MHz、電力拡散信号を用いない場合は二六・四MHz」とする。）をいう。

第二章 有線放送設備の技術基準

第一節 通則

(根拠)

第三条 法第百三十六条第一項の規定に基づき、一般放送の業務に用いられる電気通信設備に適用される有線テレビジョン放送等の技術基準(同条第二項第一号に掲げるものに限る。)はこの章の定めるところによる。

第二章 施設

第一節 (略) 第二節 技術基準

第一款 通則

(根拠)

第十六条 法第四条第一項第一号の技術上の基準は、この節の定めるところによる。

(一般的条件)

第十七条 ヘッドエンドの出力端子から受信者端子までの施設は、少なくとも、当該施設区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局を開設しているすべての放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の同時再送信を行うために必要な搬送波を同時に送ることができる性能を有するものでなければならない。ただし、その施設による当該同時再送信に対する需要及び当該同時再送信に係る役務の提供条件を考慮して、総務大臣がその同時再送信を行う必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(受信空中線)

第十八条 同時再送信を行うための受信空中線は、受信しようとする電波の受信の障害の少ない場所に設置するものでなければならない。

第三章 技術基準

第一節 通則

(根拠)

第十二条 法第五条第一項第五号の総務省令で定める技術基準は、この章の定めるところによる。

第二節 衛星役務利用放送

(略)

第三節 有線役務利用放送

第一款 通則

(適用の範囲)

第十六条 この節の規定は、有線役務利用放送設備に適用があるものとする。

(受信空中線)

第四条 同時再放送を行うための受信空中線は、受信しようとする電波の受信の障害の少ない場所に設置するものでなければならない。

【削除】

2 施設区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局を開設している放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この項において同じ。）又はテレビジョン多重放送の同時再送信に係る搬送波のレベル（高精細度テレビジョン放送にあつては当該搬送波のレベル（変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間（通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間）にわたつて平均されたレベルをいう。以下同じ。）、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）にあつては映像信号搬送波のレベル（変調包絡線の最高尖頭における映像信号搬送波のレベルをいう。以下同じ。）、テレビジョン多重放送にあつては当該テレビジョン多重放送を行う放送局が無線設備を共用するテレビジョン放送を行う放送局のテレビジョン放送の映像信号搬送波のレベルによる。）は、同時再送信を行うための受信空中線の出力端子において、次の表の上欄に掲げる搬送波の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる式により求められる値以上でなければならぬ。ただし、当該施設区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の同時再送信については、この限りでない。

搬送波の区別	レベル
一 三〇〇メガヘルツ以下の周波数の映像信号搬送波	$50 + 10 \log_{10} (Z \div 75)$
二 三〇〇メガヘルツを超える周波数の映像信号搬送波	$54 + 10 \log_{10} (Z \div 75)$
備考 Zは、出力端子の定格出力インピーダンス（単位オーム）とする。以下同じ。	

3 放送衛星局の行うテレビジョン放送（デジタル放送を除く。）又はテレビジョン多重放送の同時再送信に係る信号搬送波のレベルと雑音のレベルとの差（信号搬送波のレベルを減数として求められる値とする。第二十六条の七の表の四の項から六の項まで及び第二十六条の七第二項において同じ。）は、周波数選択出力装置（線路上で複数の信号搬送波から任意の信号搬送波を選択する装置であつて、選択した信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものをいう。第二十六条の七第一項の表の六の項において同じ。）を使用する施設の場合にあつては、同時再送信を行うための当該放送を受信する設備の信号搬送波の出力端子における第一中間周波数（受信周波数と $10 \cdot 678$ ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下同じ。）において、最悪月において九パーセントの確率で（一）一七デシベル以下、

【削除】

【削除】

それ以外の場合にあつては、同時再送信を行うための当該放送を受信する設備の信号搬送波の出力端子における第一中間周波数において、最悪月において九九パーセントの確率で(一)一四デシベル以下でなければならない。

(送信の方式)

第十九条 義務再送信及び第二十九條第三号の有線テレビジョン放送(以下「義務再送信等」という。)を行う場合の送信の方式は、受信者端子において、標準テレビジョン放送方式(標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。))に関する送信の標準方式(平成三年郵政省令第三十六号)、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(昭和五十八年郵政省令第二十三号)、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式(昭和六十年郵政省令第七十七号)又は標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式(平成六年郵政省令第四十七号)のうち、放送局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。)又は標準デジタルテレビジョン放送方式(標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。))のうち、放送局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。)となつていなければならない。

第二十條 削除

【削除】

(ヘッドエンドの特性)

第二十一條 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第三十七條の六(映像送信装置の特性)、第三十七條の七(音声送信装置の特性)、第三十七條の九(許容偏差)から第三十七條の十五(左右分度)まで、第三十七條の十七(許容偏差)から第三十七條の二十(アイ開口率)まで、第三十七條の二十の三(許容偏差)から第三十七條の二十の六(アイ開口率)まで及び第三十七條の二十の八(許容偏差)から第三十七條の二十の十(アイ開口率)までの規定は、ヘッドエンドのうち第二十九條第三号の有線テレビジョン放送に係る変調器及びこれに付加する機器に準用する。

(使用する光の波長)

第二十二條 施設のヘッドエンドから受信用光伝送装置(光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であつて、かつ、光ファイバを用いた線路に接続され、引込線に介するものをいう。以下同じ。)までの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合にあつては、当該線路において有線テレビジョン放送に使用する光の波長は、一、五三〇ナ

(使用する光の波長)

第十六條の二 有線役務利用放送設備のヘッドエンドから受信用光伝送装置(光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であつて、かつ、光ファイバを用いた線路に接続され、引込線に介するものをいう。以下同じ。)までの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合(次条第一項各号に掲げる有線役務利用放送

三〇ナノメートル以上一、六二五ナノメートル以下としなければならない。

2 前項に規定する光の波長について、複数の波長の光を多重して伝送する場合には、それぞれの光が互いに映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。

【第三章 雑則 へ移動】

ノメートル以上一、六二五ナノメートル以下としなければならない。

2 前項に規定する光の波長について、複数の波長の光を多重して伝送する場合には、それぞれの光が互いに映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。

(使用する電磁波の条件)

第二十三条 次の各号に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

二 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式若しくは標準テレビジョン・データ多重放送及び高精度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式のうち一・七ギガヘルツを超え二・二ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する放送衛星局（高精度テレビジョン・データ多重放送を行うものを除く。）に係るもの又は標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式のうち放送衛星局に係るものに準拠する方式（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式第十一条（標準テレビジョン・データ多重放送及び高精度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第六条において準用する場合を含む）、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式第二条又は標準テレビジョン・データ多重放送及び高精度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第六条の三中「二七MHz」とあるのは「電力拡散信号を用いる場合は二七MHz」とする。）をいう。以下同じ。）となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

を行う場合に限る。）にあつては、当該線路において当該有線役務利用放送に使用する光の波長は、一、五三〇ナノメートル以上一、六二五ナノメートル以下としなければならない。

2 前項に規定する光の波長について、複数の波長の光を多重して伝送する場合には、それぞれの光が互いに映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。

(使用する電磁波の条件)

第十七条 次の各号に掲げる有線役務利用放送以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する有線役務利用放送設備で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式（有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）第十九条に規定するものをいう。以下同じ。）となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送

二 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式（有線テレビジョン放送法施行規則第二十三条第一項第二号に規定するものをいう。以下同じ。）となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送

三 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式（デジタル放送の標準方式第五章第二節に規定する放送衛星局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。）となつており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

四 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式（デジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する放送衛星局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。）となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

五 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式（第二十六条の十六第三項及び第四項に規定する信号により搬送波を搬送する方式をいう。以下同じ。）となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

六 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

2 前項各号に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定によるほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、受信者端子において当該電磁波が当該電磁波を使用する施設で行われる前項各号に掲げる有線テレビジョン放送の受信に検知される影響を与えないものでなければならない。

（受信者端子間分離度）

第六条 受信者端子間分離度（一の受信設備から副次的に発する電磁波の当該一の受信設備に係る受信者端子におけるレベルと他の受信者端子における当該電磁波のレベルとの差をいう。）は、二五デシベル以上でなければならない。ただし、受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから一〇八メガヘルツまで及び一七〇メガヘルツから二二三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等のみを行う有線放送設備にあつては、一五デシベル以上とすることができる。

2 前項の規定は、それぞれ異なる受信用光伝送装置に引込線を介して接続する受信者端子間については、適用しない。

三 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式（有線テレビジョン放送法施行規則第二十三条第一項第三号に規定するものをいう。以下同じ。）となつており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送

四 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式（有線テレビジョン放送法施行規則第二十三条第一項第四号に規定するものをいう。以下同じ。）となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送

五 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式（第二十七条第三項及び第四項に規定する信号により搬送波を搬送する方式をいう。以下同じ。）となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送

六 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式（有線テレビジョン放送法施行規則第十九条に規定するものをいう。以下同じ。）となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送

2 前項各号に掲げる有線役務利用放送以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定によるほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、受信者端子において当該電磁波が当該電磁波を使用する有線役務利用放送設備で行われる前項各号に掲げる有線役務利用放送の受信に検知される影響を与えないものでなければならない。

（受信者端子間分離度）

第十八条 有線役務利用放送設備の受信者端子相互間の分離度については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十四条の規定を準用する。この場合において、「受信者端子」とあるのは「受信者端子（有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。）」と、「有線テレビジョン放送のみを行う施設」とあるのは「有線役務利用放送のみを行う有線役務利用放送設備」と読み替えるものとする。

(受信者端子におけるその他の条件)
 第七条 有線放送設備は、入力端子における電圧定在波比が三である受信設備を受信者端子に接続した場合において、当該受信設備による受信に障害を与えないものでなければならない。

(漏えい電界強度の許容値)
 第八条 有線放送設備から漏えいする電波の電界強度は、当該有線放送設備から三メートルの距離において、毎メートル〇・〇五ミリボルト以下でなければならない。

第二節 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

(入力信号の条件)
 第九条 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子(総務大臣が別に告示で定める箇所とする。第十四条及び第十八条において同じ。)における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送(デジタル放送に限る。以下この条において同じ。)を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

入力信号の区別	復調後におけるビット誤り率
一 デジタル放送の標準方式のうち放送局に係るものによる放送を受信し、そのデジタル信号を再放送する場合	1×10 ⁻⁴ 以下(短縮化リードンロモン(204, 188)符号による誤り訂正前とする。)
二 デジタル放送の標準方式のうち衛星基幹放送局に係るものによる基幹放送、衛星一般放送又は通信衛星経由で配信される放送番組を受信し、そのデジタル信号を再放送又は送信する場合	最悪月において九パーセントの確率で1×10 ⁻⁸ 以下(短縮化リードンロモン(24, 188)符号による誤り訂正前とする。)

(受信者端子におけるその他の条件)
 第二十五条 施設は、入力端子における電圧定在波比が三である受信設備を受信者端子に接続した場合において、当該受信設備による受信に障害を与えないものでなければならない。

(漏えい電界強度の許容値)
 第二十六条 施設から漏えいする電波の電界強度は、当該施設から三メートルの距離において、毎メートル〇・〇五ミリボルト以下でなければならない。

第六款 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件

(入力信号の条件)
 第二十六条の十四の二 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該施設区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送(デジタル放送に限る。以下この条において同じ。)を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再送信については、この限りでない。

入力信号の区別	復調後におけるビット誤り率
一 デジタル放送の標準方式のうち放送局に係るものによる放送を受信し、そのデジタル信号を再放送する場合	1×10 ⁻⁴ 以下(短縮化リードンロモン(204, 188)符号による誤り訂正前とする。)
二 デジタル放送の標準方式のうち放送衛星局に係るものによる放送、衛星役務利用放送(電気通信役務利用放送法施行規則(平成十四年総務省令第五号)第二条第一号に規定する衛星役務利用放送をいう。以下同じ。)	最悪月において九パーセントの確率で1×10 ⁻⁸ 以下(短縮化リードンロモン(204, 188)符号による誤り訂正前とする。)

(受信者端子におけるその他の条件)
 第十九条 有線役務利用放送設備の受信者端子に受信設備を接続する場合には、有線テレビジョン放送法施行規則第二十五条の規定を準用する。この場合において、「施設」とあるのは「有線役務利用放送設備」と、「受信者端子」とあるのは「受信者端子(有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するものをいう。)」と読み替えるものとする。

(漏えい電界強度の許容値)
 第二十条 有線役務利用放送設備から漏えいする電波の電界強度については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の規定を準用する。この場合において、「施設」とあるのは、「有線役務利用放送設備」と読み替えるものとする。

第六款 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線役務利用放送設備に係る条件

(入力信号の条件)
 第二十六条の二 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線役務利用放送を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号は、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の十四の二の規定を準用する。この場合において、同条中「有線テレビジョン放送を行う」とあるのは「有線役務利用放送を行う」と、「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド(有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置(テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。)をいう。以下同じ。)」と、「当該施設区域」とあるのは「当該業務区域」と読み替えるものとする。

<p>三 一及び二以外のデジタル信号を受信し、そのデジタル信号を再放送又は送信する場合</p>	<p>(一) 誤り訂正方式として短縮化リードンロモン(204, 188)符号を使用するデジタル信号の場合にあつては、1×10^{-4}以下(誤り訂正前とする。)</p> <p>(二) (一)以外の誤り訂正方式を使用する場合にあつては、1×10^{-11}以下(誤り訂正後とする。)</p>
---	--

(搬送波の周波数)

第十條 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数(当該有線テレビジョン放送等に係る電磁波の占有する周波数帯の中央の周波数をいう。第十二條及び第十四條において同じ。)は、次の周波数のうちから選定しなければならない。ただし、一〇八メガヘルツを超え一七〇メガヘルツ未満又は二二二メガヘルツを超え四七〇メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であつて、総務大臣が次の周波数以外の周波数を使用することが適当と認められたものについては、この限りでない。

九三、九九、一〇五、一一一、一一七、一二三、一二九、一三五、一四一、一四七、一五三、一五九、一六七、一七三、一七九、一八五、一九一、一九五、二〇一、二〇七、二一三、二一九、二二五、二三一、二三七、二四三、二四九、二五五、二六一、二六七、二七三、二七九、二八五、二九一、二九七、三〇三、三〇九、三一五、三二一、三二七、三三三、三三九、三四五、三五一、三五七、三六三、三六九、三七五、三八一、三八七、三九三、三九九、四〇五、四一一、四一七、四二三、四二九、四三五、四四一、四四七、四五三、四五九、四六五、四七三、四七九、四八五、四九一、四九七、五〇三、五〇九、五一五、五二一、五二七、五三三、五三九、五四五、五五一、五五七、五六三、五六九、五七五、五八一、五八七、五九三、五九九、六〇五、六一一、六一七、六二

<p>又は通信衛星経由で配信される放送番組を受信し、そのデジタル信号を再送信又は送信する場合</p>	<p>(一) 誤り訂正方式として短縮化リードンロモン(204, 188)符号を使用するデジタル信号の場合にあつては、1×10^{-4}以下(誤り訂正前とする。)</p> <p>(二) (一)以外の誤り訂正方式を使用する場合にあつては、1×10^{-11}以下(誤り訂正後とする。)</p>
--	--

(搬送波の周波数)

第二十六條の十五 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波の受信者端子における周波数(当該有線テレビジョン放送に係る電磁波の占有する周波数帯の中央の周波数をいう。第二十六條の十七及び第二十六條の十八において同じ。)は、次の周波数のうちから選定しなければならない。ただし、一〇八メガヘルツを超え一七〇メガヘルツ未満又は二二二メガヘルツを超え四七〇メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であつて、総務大臣が次の周波数以外の周波数を使用することが適当と認められたものについては、この限りでない。

九三、九九、一〇五、一一一、一一七、一二三、一二九、一三五、一四一、一四七、一五三、一五九、一六七、一七三、一七九、一八五、一九一、一九五、二〇一、二〇七、二一三、二一九、二二五、二三一、二三七、二四三、二四九、二五五、二六一、二六七、二七三、二七九、二八五、二九一、二九七、三〇三、三〇九、三一五、三二一、三二七、三三三、三三九、三四五、三五一、三五七、三六三、三六九、三七五、三八一、三八七、三九三、三九九、四〇五、四一一、四一七、四二三、四二九、四三五、四四一、四四七、四五三、四五九、四六五、四七三、四七九、四八五、四九一、四九七、五〇三、五〇九、五一五、五二一、五二七、五三三、五三九、五四五、五五一、五五七、五六三、五六九、五七五、五八一、五八七、五九三、五九九、六〇五、六一一、六一七、六二

(搬送波の変調等)

第二十七條 (略) 【第二十八條の後に記載】

(搬送波の周波数等)

第二十八條 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線業務利用放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六條の十五、第二十六條の十七及び第二十六條の十八の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「有線テレビジョン放送の」とあるのは「有線業務利用放送の」と、同令第二十六條の十五第一項中「受信者端子」とあるのは「受信者端子(有線業務利用放送設備の端子であつて、有線業務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。)」と、同条第二項中「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線業務利用放送」と、「当該有線テレビジョン放送」とあるのは「当該有線業務利用放送」と、「第二十六條の十七及び第二十六條の十八において同じ。」とあるのは「以下この条において同じ。」と、同条第二項中「当該施設」とあるのは「当該有線業務利用放送設備」と、同令第二十六條の十七第一項の表二の項上欄中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド(有線業務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線業務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置(テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン増幅器及び録音再生装置を除く。)をいう。以下同じ。)」と

三、六二九、六三五、六四一、六四七、六五三、六五九、六六五、
六七一、六七七、六八三、六八九、六九五、七〇一、七〇七、七
一三、七一九、七二五、七三一、七三七、七四三、七四九、七五
五、七六一及び七六七メガヘルツ

2 前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行
われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければなら
ない。

(搬送波の変調等)

第十一條 搬送波の変調の型式は、六四値直交振幅変調又は二五六
値直交振幅変調とし、別図第一に示すキャリア変調マッピング
(一定の手順に従つて二値のデジタル情報をシンボルに変換す
ることをいう。)でなければならぬ。

2 一の搬送波に係る電磁波の伝送に使用する周波数帯域の幅は、
六メガヘルツでなければならぬ。

3 九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用す
る有線テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うための搬
送波を変調する信号(以下「伝送信号」という。)は、次に掲げ
る条件に適合するものでなければならぬ。

一 誤り訂正方式は、デジタル放送の標準方式第七十一條第二項
に規定する短縮化リードソロン符号によるものであること。

二 デジタル放送の標準方式第三條、第四條又は第八十一條、第
五條から第八條まで、第十七條又は第七十四條、第二十三條第
一項又は第七十三條、第二十三條第二項から第四項まで及び第
七十二條の技術的条件に適合するものであること。この場合にお
いて、デジタル放送の標準方式第三條第一項中「関連情報(国
内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として
放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が
放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受
信することができないようにするために必要な情報及びその
他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。)」とあるの
は「関連情報(有線テレビジョン放送等の受信者が限定受信方
式を用いた放送(契約により、その放送を受信することのできる
受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払
う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によ
らなければ受信することができないようにして行われる放送
をいう。以下同じ。))の役務の提供を受け、又はその対価とし
て有線テレビジョン放送等の業務を行う者が料金を徴収する

三、六二九、六三五、六四一、六四七、六五三、六五九、六六五、
六七一、六七七、六八三、六八九、六九五、七〇一、七〇七、七
一三、七一九、七二五、七三一、七三七、七四三、七四九、七五
五、七六一及び七六七メガヘルツ

2 前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他
の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならぬ。

(搬送波の変調等)

第二十六條の十六 搬送波の変調の型式は、六四値直交振幅変調又
は二五六値直交振幅変調とし、別図第十一に示すキャリア変調マ
ッピング(一定の手順に従つて二値のデジタル情報をシンボルに
変換することをいう。)でなければならぬ。

2 一の搬送波に係る電磁波の伝送に使用する周波数帯域の幅は、
六メガヘルツでなければならぬ。

3 九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用す
る有線テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うための搬
送波を変調する信号(以下「伝送信号」という。)は、次に掲げる
条件に適合するものでなければならぬ。

一 誤り訂正方式は、デジタル放送の標準方式第四十條第二項に
規定する短縮化リードソロン符号によるものであること。

二 デジタル放送の標準方式第三條、第四條又は第五十條、第五
條から第八條まで、第十六條又は第四十三條、第二十一條第一
項又は第四十二條、第二十一條第二項から第四項まで及び第四
十一條の技術的条件に適合するものであること。この場合にお
いて、デジタル放送の標準方式第三條第一項中「関連情報(国
内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として
放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者が
放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受
信することができないようにするために必要な情報及びその
他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。)」とあるの
は「関連情報(有線テレビジョン放送等の受信者が限定受信方式
を用いた放送(契約により、その放送を受信することのできる
受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払
う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によ
らなければ受信することができないようにして行われる放送を
いう。以下同じ。))の役務の提供を受け、又はその対価として
有線テレビジョン放送事業者が料金を徴収するために必要な

と、「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」
と、同表三の項下欄中「A1149+1010.g10Z+75」
とあるのは「A1149+1010.g10Z+75」(Zは、出
力端子の定格出力インピーダンス(単位オーム)とする。以
下同じ。))と、同表第二項中「有線テレビジョン放送」
とあるのは「有線役務利用放送」と、同令第二十六條の十
八中「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用
放送」と、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線
役務利用放送」と読み替えるものとする。

(搬送波の変調等)

第二十七條 搬送波の変調の型式は、六四値直交振幅変調又は
二五六値直交振幅変調とし、別図第八に示すキャリア変調マ
ッピング(一定の手順に従つて二値のデジタル情報をシンボル
に変換することをいう。)でなければならぬ。

2 一の搬送波に係る電磁波の伝送に使用する周波数帯域の
幅は、六メガヘルツでなければならぬ。

3 九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使
用する有線役務利用放送のうちデジタル放送を行うための
搬送波を変調する信号(以下「伝送信号」という。)は、次
に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 誤り訂正方式は、デジタル放送の標準方式第四十條第二
項に規定する短縮化リードソロン符号によるものであること。

二 デジタル放送の標準方式第三條、第四條又は第五十條、
第五條から第八條まで、第十六條又は第四十三條、第二十
一條第一項又は第四十二條、第二十一條第二項から第四項
まで及び第四十一條の技術的条件に適合するものであること。
この場合において、デジタル放送の標準方式第三條
第一項中「関連情報(国内受信者が有料放送の役務の提供
を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収する
ために必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を
保護する受信装置によらなければ受信することができない
ようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に
告示する情報をいう。以下同じ。)」とあるのは「関連
情報(有線役務利用放送の受信者が限定受信方式を用いた
放送(契約により、その放送を受信することのできる受信
設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払
う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備に
よらなければ受信することができないようにして行われ
る放送をいう。以下同じ。))の役務の提供を受け、又はそ

ために必要な情報、基幹放送事業者又は衛星一般放送の業務を行う者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければならないことができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。」と読み替えるものとする。

三 伝送信号の構成は、デジタル放送の標準方式第七十一条第一項の技術的条件に適合するものであること。この場合において、伝送信号を構成するTSパケットは、別図第二に示す多重フレームのスロットを第一スロットから順に出力したTSパケット列、又はデジタル放送の標準方式第三条第一項第三号に規定するTSパケットとする。

4 前項第二号の規定にかかわらず、自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合におけるデジタル放送の標準方式第三条第四項の伝送制御信号により伝送される記述子の構成については、総務大臣が別に告示するものであること。

5 搬送波の帯域制限を行うる波器の周波数特性は、別図第三に示すとおりとする。

(搬送波等の条件)

第十二条 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

區別	条件
一 搬送波の周波数の許容偏差	(±) 二〇キロヘルツ以内
二 ヘッドエンド(ヘッドエンドを継続接続している当該有線放送設備にあつては、受信者端子直近のヘッドエンドとする。以下この表において同じ。)の変調波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性(当該搬送波の周波数を含む六メガヘルツの周波数帯幅の範囲において、当該搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波	(±) 三デシベル以内

情報、放送事業者又は衛星役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければならないことができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。」と読み替えるものとする。

三 伝送信号の構成は、デジタル放送の標準方式第四十条第一項の技術的条件に適合するものであること。この場合において、伝送信号を構成するTSパケットは、別図第十二に示す多重フレームのスロットを第一スロットから順に出力したTSパケット列、又はデジタル放送の標準方式第三条第一項第三号に規定するTSパケットとする。

4 前項第二号の規定にかかわらず、自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合におけるデジタル放送の標準方式第三条第四項の伝送制御信号により伝送される記述子の構成については、総務大臣が別に告示するものであること。

5 搬送波の帯域制限を行うる波器の周波数特性は、別図第十三に示すとおりとする。

(搬送波等の条件)

第二十六条の十七 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

區別	条件
一 搬送波の周波数の許容偏差	(±) 二〇キロヘルツ以内
二 ヘッドエンド(ヘッドエンドを継続接続している当該施設にあつては、受信者端子直近のヘッドエンドとする。以下この表において同じ。)の変調波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性(当該搬送波の周波数を含む六メガヘルツの周波数帯幅の範囲において、当該搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレ	(±) 三デシベル以内

の対価として有線役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者が料金を徴収するために必要な情報、放送事業者又は衛星役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければならないことができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。」と読み替えるものとする。

三 伝送信号の構成は、デジタル放送の標準方式第四十条第一項の技術的条件に適合するものであること。この場合において、伝送信号を構成するTSパケットは、別図第九に示す多重フレームのスロットを第一スロットから順に出力したTSパケット列、又はデジタル放送の標準方式第三条第一項第三号に規定するTSパケットとする。

4 前項第二号の規定にかかわらず、自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合におけるデジタル放送の標準方式第三条第四項の伝送制御信号により伝送される記述子の構成については、総務大臣が別に告示するものであること。

5 搬送波の帯域制限を行うる波器の周波数特性は、別図第十に示すとおりとする。

<p>のレベルを基準とする。)</p> <p>三 搬送波のレベル (変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間 (通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間) において平均されたレベルをいう。以下同じ。)</p>	<p>(一) 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下</p> $A = 4.9 + 1.01 \log_1 0 (Z / 7.5)$ $B = 8.1 + 1.01 \log_1 0 (Z / 7.5)$ <p>(二) 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下</p> $A = 5.7 + 1.01 \log_1 0 (Z / 7.5)$ $B = 8.1 + 1.01 \log_1 0 (Z / 7.5)$	<p>レベルを基準とする。)</p> <p>三 搬送波のレベル (変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間 (通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間) において平均されたレベルをいう。以下同じ。)</p>	<p>(一) 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下</p> $A = 4.9 + 1.01 \log_1 0 (Z \div 7.5)$ $B = 8.1 + 1.01 \log_1 0 (Z \div 7.5)$ <p>(二) 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下</p> $A = 5.7 + 1.01 \log_1 0 (Z \div 7.5)$ $B = 8.1 + 1.01 \log_1 0 (Z \div 7.5)$
<p>四 搬送波のレベルの変動 (交流電源に起因する電磁波によるものを除く。以下同じ。)</p>	<p>一分間において、三デジベル以内</p>	<p>四 搬送波のレベルの変動 (交流電源に起因する電磁波によるものを除く。以下同じ。)</p>	<p>一分間において、三デジベル以内</p>
<p>五 搬送波のレベルと隣接する他のデジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとの差</p>	<p>一〇デジベル以内</p>	<p>五 搬送波のレベルと隣接する他のデジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとの差</p>	<p>一〇デジベル以内</p>
<p>六 搬送波のレベルと雑音 (ヘッドエントの変調波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差 (搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び八の項並びに次項において同じ。)</p>	<p>(一) 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあつては、</p> <p>(一) 二六デジベル以下</p> <p>(二) 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、</p> <p>(一) 三四デジベル以下</p>	<p>六 搬送波のレベルと雑音 (ヘッドエントの変調波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差 (搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び八の項並びに次項において同じ。)</p>	<p>(一) 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあつては、</p> <p>(一) 二六デジベル以下</p> <p>(二) 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、</p> <p>(一) 三四デジベル以下</p>
<p>七 搬送波のレベルと妨害波 (ヘッドエントの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第四において同じ。)のレベルとの差</p>	<p>(一) 三次相互変調 (三)の周波数又は一の周波数の二倍の周波数と他の周波数の組合せによつて生ずる相互変調 (二)</p>	<p>七 搬送波のレベルと妨害波 (ヘッドエントの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第十四において同じ。)のレベルとの差</p>	<p>(一) 三次相互変調による妨害波の場合にあつては、別図第十四で示す値以下</p> <p>(二) 単一周波数による</p>

	<p>以上の搬送波を一の増幅器で同時に増幅する場合において、増幅器の特性の非直線性により、電磁波が発生する現象をいう。以下同じ。)による妨害波の場合にあつては、<u>別図第四</u>で示す値以下</p> <p>(二) 単一周波数による妨害波の場合にあつては、当該搬送波の周波数を含む六メガヘルツの周波数帯幅において次のとおりであること。</p> <p>イ 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあつては、(一) 二六デジベル以下</p> <p>ロ 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、(一) 三四デジベル以下</p>		<p>妨害波の場合にあつては、当該搬送波の周波数を含む六メガヘルツの周波数帯幅において次のとおりであること。</p> <p>イ 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあつては、(一) 二六デジベル以下</p> <p>ロ 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあつては、(一) 三四デジベル以下</p>
<p>八 搬送波のレベルと当該搬送波の反射(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのもの)に限る。別図第五において同じ。)による電磁波のレベルとの差</p>	<p>別図第五で示す値以下</p>	<p>八 搬送波のレベルと当該搬送波の反射(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのもの)に限る。別図第十五において同じ。)による電磁波のレベルとの差</p>	<p>別図第十五で示す値以下</p>
<p>九 交流電源に起因する電磁波による搬送波の変調度</p>	<p>次に掲げる式による値が(一) 三〇デジベル以下 2010g10 [(a-b) / a] デジベル aは、搬送波の変調包絡線の最高値における振幅とする。 bは、搬送波の変調包絡線の最低値における振幅とする。</p> <p>映像、音声その他の音響</p>	<p>九 交流電源に起因する電磁波による搬送波の変調度</p>	<p>次に掲げる式による値が(一) 三〇デジベル以下 2010g10 ((a-b) ÷ a) デジベル aは、搬送波の変調包絡線の最高値における振幅とする。 bは、搬送波の変調包絡線の最低値における振幅とする。</p> <p>映像、音声その他の音響</p>
<p>十 その他の妨害波及びひずみ</p>	<p>映像、音声その他の音響</p>	<p>十 その他の妨害波及びひずみ</p>	<p>映像、音声その他の音響</p>

(いずれもヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。)	又はデータに障害を与えないものであること。
<p>2 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等(搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となつているものに限る。)の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。</p> <p>一 保安装置(有線電気通信設備令施行規則(昭和四十六年郵政省令第二号)第十九条第一項各号に規定するところにより設置される保安装置をいう。以下同じ。)又は受信用光伝送装置の出力端子</p>	
<p>区別</p> <p>一 搬送波のレベルの変動</p> <p>二 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p> <p>三 搬送波のレベルと雑音(保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p>	<p>条件</p> <p>一分間において、三デジベル以内</p> <p>(一) 二六デジベル以下</p> <p>(一) 四五デジベル以下</p>

(いずれもヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。)	又はデータに障害を与えないものであること。
<p>2 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送(搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となつているものに限る。)の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。</p> <p>一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子</p>	
<p>区別</p> <p>一 搬送波のレベルの変動</p> <p>二 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p> <p>三 搬送波のレベルと雑音(保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差</p>	<p>条件</p> <p>一分間において、三デジベル以内</p> <p>(一) 二六デジベル以下</p> <p>(一) 四五デジベル以下</p>

二 受信用光伝送装置の入力端子	
区別	条件
一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(一) 二八デシベル以下
二 搬送波のレベルと雑音(受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(一) 四五デシベル以下

二 受信用光伝送装置の入力端子	
区別	条件
一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(一) 二八デシベル以下
二 搬送波のレベルと雑音(受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(一) 四五デシベル以下

第十三条 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送等(九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。)と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送等(九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。)とが隣接して同時に行われる場合における搬送波(受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつているものについては、映像信号搬送波とする。)は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 デジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数と映像信号搬送波の周波数の間隔は、映像信号搬送波の下側にあつては四・二二七メガヘルツ以上、上側にあつては七・七二七メガヘルツ以上であること。

二 デジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送等(搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となつているものに限る。)の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波に対して(一)二四デシベル以上(一〇デシベル以下、上側にあつては映像信号搬送波に対して(一)二二デシベル以上(一)八デシベル以下であること。

第二十六条の十八 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送(九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。)と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送(九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。)とが隣接して同時に行われる場合における搬送波(受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつているものについては、映像信号搬送波とする。)は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 デジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送の搬送波の周波数と映像信号搬送波の周波数の間隔は、映像信号搬送波の下側にあつては四・二二七メガヘルツ以上、上側にあつては七・七二七メガヘルツ以上であること。

二 デジタル有線テレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送(搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となつているものに限る。)の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波に対して(一)二四デシベル以上(一〇デシベル以下、上側にあつては映像信号搬送波に対して(一)二二デシベル以上(一)八デシベル以下であること。

三 デジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調となつて有線テレビジョン放送等）の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波に対して（―）一八デシベル以上（―）一〇デシベル以下、上側にあつては映像信号搬送波に対して（―）一六デシベル以上（―）八デシベル以下であること。

第三節 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

（入力信号の条件）

第十四条 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再放送については、この限りでない。

三 デジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送（搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調となつて有線テレビジョン放送等）の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波に対して（―）一八デシベル以上（―）一〇デシベル以下、上側にあつては映像信号搬送波に対して（―）一六デシベル以上（―）八デシベル以下であること。

第七款 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件

（入力信号の条件）

第二十六条の十八の二 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後におけるビット誤り率の値以下でなければならない。ただし、当該施設区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送（デジタル放送に限る。以下この条において同じ。）を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同時再送信については、この限りでない。

第七款 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線業務利用放送設備に係る条件

（入力信号の条件）

第二十八条の二 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線業務利用放送を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号は、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の十八の二の規定を準用する。この場合において、同条中「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線業務利用放送」と、「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド（有線業務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線業務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置（テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイク・増幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。以下同じ。）」と、「当該施設区域」とあるのは「当該業務区域」と読み替へるものとする。

入力信号の区別	復調後におけるビット誤り率
一 デジタル放送の標準方式のうち放送局に係るものによる放送を受信し、そのデジタル信号を再放送する場合	1×10 ⁻⁴ 以下(短縮化リードソロモン(204, 188)符号による誤り訂正前とする。)
二 並びにデジタル放送の標準方式のうち衛星基幹放送局に係るものによる基幹放送、衛星一般放送及び通信衛星経由で配信される放送番組以外のデジタル信号を受信し、そのデジタル信号を再放送する場合	(一) 誤り訂正方式として短縮化リードソロモン(204, 188)符号を使用するデジタル信号の場合にあつては、1×10 ⁻⁴ 以下(誤り訂正前とする。) (二) (一)以外の誤り訂正方式を使用する場合にあつては、1×10 ⁻¹¹ 以下(誤り訂正後とする。)

(搬送波の周波数)

第十五条 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数(当該有線テレビジョン放送等に係る電磁波の占有する周波数帯の中央の周波数をいう。第十六条及び第十七条において同じ。)は、次に掲げる周波数に七分の一メガヘルツを加えたものうちから選定しなければならない。ただし、一〇八メガヘルツを超え一七〇メガヘルツ未満又は二二二メガヘルツを超え四七〇メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であつて、総務大臣が次の周波数に七分の一メガヘルツを加えたもの以外の周波数を使用することが適当と認めたものについては、この限りでない。

九三、九九、一〇五、一一一、一一七、一二三、一二九、一三五、一四一、一四七、一五三、一五九、一六七、一七三、一七九、一八五、一九一、一九五、二〇一、二〇七、二一三、二一九、二二五、二三一、二三七、二四三、二四九、二五五、二六一、二六七、二七三、二七九、二八五、二九一、二九七、三〇三、三〇九、三一五、三二一、三二七、三三三、三三九、三四五、三五一、三五七、三六三、三六九、三七五、三八一、三八七、三九三、三九九、四〇五、四一一、四一七、四二三、四二九、四三五、四四一、四四七、四五三、四五九、四六五、四七三、四七九、四八五、四九

入力信号の区別	復調後におけるビット誤り率
一 デジタル放送の標準方式のうち放送局に係るものによる放送を受信し、そのデジタル信号を再送信する場合	1×10 ⁻⁴ 以下(短縮化リードソロモン(204, 188)符号による誤り訂正前とする。)
二 並びにデジタル放送の標準方式のうち放送衛星局に係るものによる放送、衛星基幹放送、衛星一般放送及び通信衛星経由で配信される放送番組以外のデジタル信号を受信し、そのデジタル信号を再送信する場合	(一) 誤り訂正方式として短縮化リードソロモン(204, 188)符号を使用するデジタル信号の場合にあつては、1×10 ⁻⁴ 以下(誤り訂正前とする。) (二) (一)以外の誤り訂正方式を使用する場合にあつては、1×10 ⁻¹¹ 以下(誤り訂正後とする。)

(搬送波の周波数)

第二十六条の十九 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波の受信者端子における周波数(当該有線テレビジョン放送に係る電磁波の占有する周波数帯の中央の周波数をいう。第二十六条の二十及び第二十六条の二十一において同じ。)は、次に掲げる周波数に七分の一メガヘルツを加えたものうちから選定しなければならない。ただし、一〇八メガヘルツを超え一七〇メガヘルツ未満又は二二二メガヘルツを超え四七〇メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であつて、総務大臣が次の周波数に七分の一メガヘルツを加えたもの以外の周波数を使用することが適当と認めたものについては、この限りでない。

九三、九九、一〇五、一一一、一一七、一二三、一二九、一三五、一四一、一四七、一五三、一五九、一六七、一七三、一七九、一八五、一九一、一九五、二〇一、二〇七、二一三、二一九、二二五、二三一、二三七、二四三、二四九、二五五、二六一、二六七、二七三、二七九、二八五、二九一、二九七、三〇三、三〇九、三一五、三二一、三二七、三三三、三三九、三四五、三五一、三五七、三六三、三六九、三七五、三八一、三八七、三九三、三九九、四〇五、四一一、四一七、四二三、四二九、四三五、四四一、四四七、四五三、四五九、四六五、四七三、四七九、四八五、四九

(搬送波の周波数等)

第二十九条 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線業務利用放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の十九から第二十六条の二十一までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「有線テレビジョン放送」とあるのは、「有線業務利用放送」と、同令第二十六条の十九第一項中「受信者端子」とあるのは、「受信者端子(有線業務利用放送設備の端子であつて、有線業務利用放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。)」と、「第二十六条の二十及び第二十六条の二十一において同じ。」とあるのは、「以下この条において同じ。」と、「当該有線テレビジョン放送」とあるのは、「当該有線業務利用放送」と、同令第二項中「当該施設」とあるのは、「当該有線業務利用放送設備」と、同令第二十六条の二十第一項の表二の項上欄中「ヘッドエンド」とあるのは、「ヘッドエンド(有線業務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線業務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置(テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイク・増幅器及び録音再生装置を除

一、四九七、五〇三、五〇九、五一五、五二一、五二七、五三三、五三九、五四五、五五一、五五七、五六三、五六九、五七五、五八一、五八七、五九三、五九九、六〇五、六一一、六一七、六二一、六二九、六三五、六四一、六四七、六五三、六五九、六六五、六七一、六七七、六八三、六八九、六九五、七〇一、七〇七、七一三、七一九、七二五、七三一、七三七、七四三、七四九、七五五、七六一及び七六七メガヘルツ

2 前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

(搬送波等の条件)

第十六条 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一、四九七、五〇三、五〇九、五一五、五二一、五二七、五三三、五三九、五四五、五五一、五五七、五六三、五六九、五七五、五八一、五八七、五九三、五九九、六〇五、六一一、六一七、六二一、六二九、六三五、六四一、六四七、六五三、六五九、六六五、六七一、六七七、六八三、六八九、六九五、七〇一、七〇七、七一三、七一九、七二五、七三一、七三七、七四三、七四九、七五五、七六一及び七六七メガヘルツ

2 前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

(搬送波等の条件)

第二十六条の二十 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

く。)をいう。以下同じ。) (一)と、「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」と、同表三の項下欄中「A 47+10log10Z+75」とあるのは「A 47+10log10Z+75 (Zは、出力端子の定格出力インピーダンス(単位オーム)とする。以下同じ。)」と、同令第二十六条の二十一中「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送(一)と、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、同条第二項第一号中「当該有線テレビジョン放送」とあるのは「当該有線役務利用放送」と読み替えるものとする。

區別	条件
一 搬送波の周波数の許容偏差	(±) 二〇キロヘルツ以内
二 ヘッドエンド(ヘッドエンド)を継続接続している当該有線放送設備にあつては、受信者端子直近のヘッドエンドとする。以下この表において同じ。)の変調波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性(当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲において、当該搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする。)	(±) 三デシベル以内
三 搬送波のレベル(変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶんな長い時間(通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間)にわたつて平均されたレベルをいう。以下同じ。)	次に掲げる式による Aの値以上Bの値以下 A=47+1010g 10 (Z/75) B=81+1010g 10 (Z/75)
四 搬送波のレベルの変動	一分間において、三デシベル以内
五 搬送波のレベルと隣接する他の標準デジタルテレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとの差	一〇デシベル以内
六 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差(搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び八の項並びに次項において同じ。)	(一) 二四デシベル以下
七 搬送波のレベルと妨害波(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受	三次相互変調による妨害波の場合にあつて
一 搬送波の周波数の許容偏差	(±) 二〇キロヘルツ以内
二 ヘッドエンド(ヘッドエンド)を継続接続している当該施設にあつては、受信者端子直近のヘッドエンドとする。以下この表において同じ。)の変調波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性(当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲において、当該搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする。)	(±) 三デシベル以内
三 搬送波のレベル(変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶんな長い時間(通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間)にわたつて平均されたレベルをいう。以下同じ。)	次に掲げる式による Aの値以上Bの値以下 A=47+1010g 10 (Z/75) B=81+1010g 10 (Z/75)
四 搬送波のレベルの変動	一分間において、三デシベル以内
五 搬送波のレベルと隣接する他の標準デジタルテレビジョン放送方式となつている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとの差	一〇デシベル以内
六 搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差(搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び八の項並びに次項において同じ。)	(一) 二四デシベル以下
七 搬送波のレベルと妨害波(ヘッドエンドの変調波の入力端子から受	三次相互変調による妨害波の場合にあつて

<p>信者端子までのものに限る。別図第六において同じ。)のレベルとの差</p>	<p>は、別図第六で示す値以下とし、単一周波数による妨害波の場合にあつては、搬送波の周波数を中心とする五・六メガヘルツの帯域において、(一)三五デジベル以下</p>
<p>八 搬送波のレベルと当該搬送波の反射(ヘットエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第七において同じ。)による電磁波のレベルとの差</p>	<p>別図第七で示す値以下</p>
<p>九 交流電源に起因する電磁波による搬送波の変調度</p>	<p>次に掲げる式による値が(一)三〇デジベル以下 $20 \log_{10} [(a - b) / a]$ デジベル a は、搬送波の変調包絡線の最高値における振幅とする。 b は、搬送波の変調包絡線の最低値における振幅とする。</p>
<p>十 その他の妨害波及びひずみ(いずれもヘットエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。)</p>	<p>映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。</p>
<p>2 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。</p>	
<p>信者端子までのものに限る。別図第十七において同じ。)のレベルとの差</p>	<p>は、別図第十七で示す値以下とし、単一周波数による妨害波の場合にあつては、搬送波の周波数を中心とする五・六メガヘルツの帯域において、(一)三五デジベル以下</p>
<p>八 搬送波のレベルと当該搬送波の反射(ヘットエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図十八において同じ。)による電磁波のレベルとの差</p>	<p>別図第十八で示す値以下</p>
<p>九 交流電源に起因する電磁波による搬送波の変調度</p>	<p>次に掲げる式による値が(一)三〇デジベル以下 $20 \log_{10} [(a - b) / a]$ デジベル a は、搬送波の変調包絡線の最高値における振幅とする。 b は、搬送波の変調包絡線の最低値における振幅とする。</p>
<p>十 その他の妨害波及びひずみ(いずれもヘットエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。)</p>	<p>映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。</p>
<p>2 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。</p>	

一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子	
区別	条件
一 搬送波のレベルの変動	一分間において、三デジベル以内
二 搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限り。）のレベルとの差	(一) 二四デジベル以下
三 搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限り。）のレベルとの差	(一) 四五デジベル以下

一 受信用光伝送装置の入力端子	
区別	条件
一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限り。）のレベルとの差	(一) 二六デジベル以下
二 搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限り。）のレベルとの差	(一) 四五デジベル以下

一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子	
区別	条件
一 搬送波のレベルの変動	一分間において、三デジベル以内
二 搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限り。）のレベルとの差	(一) 二四デジベル以下
三 搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限り。）のレベルとの差	(一) 四五デジベル以下

一 受信用光伝送装置の入力端子	
区別	条件
一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限り。）のレベルとの差	(一) 二六デジベル以下
二 搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限り。）のレベルとの差	(一) 四五デジベル以下

第十七条 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。）と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等（九〇メ

第二十六条の二十一 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。）と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放

ガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。)とが隣接して同時に行われる場合における搬送波(受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっているものについては、映像信号搬送波とする。)は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数と映像信号搬送波の周波数の間隔は、映像信号搬送波の下側にあつては四・〇八五メガヘルツ以上、上側にあつては七・八六九メガヘルツ以上であること。

二 標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波に対して(一)二四デシベル以上(二)六デシベル以下、上側にあつては映像信号搬送波に対して(一)二二デシベル以上(二)一五デシベル以下であること。

2 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等と受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等とが隣接して同時に行われる場合における搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数とデジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数(当該有線テレビジョン放送に係る電磁波の占有する周波数帯の中央の周波数をいう。)の間隔は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあつては五・八三五メガヘルツ以上、上側にあつては六・一一九メガヘルツ以上であること。

二 標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送(搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となつて有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送の型式が六四値直交振幅変調となつて有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送)の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあつては、デジタル有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送の搬送波の下側にあつては、(一)一九デシベル以上(十)一四デシベル以下、上側にあつてはデジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送の搬送波に対して(一)二〇デシベル以上(十)一八デシベル以下であること。

送(九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。)とが隣接して同時に行われる場合における搬送波(受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等と受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等とが隣接して同時に行われる場合における搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数と映像信号搬送波の周波数の間隔は、映像信号搬送波の下側にあつては四・〇八五メガヘルツ以上、上側にあつては七・八六九メガヘルツ以上であること。

二 標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、映像信号搬送波の下側にあつては映像信号搬送波に対して(一)二四デシベル以上(二)六デシベル以下、上側にあつては映像信号搬送波に対して(一)二二デシベル以上(二)一五デシベル以下であること。

2 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等と受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等とが隣接して同時に行われる場合における搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数とデジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数(当該有線テレビジョン放送に係る電磁波の占有する周波数帯の中央の周波数をいう。)の間隔は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等の搬送波の下側にあつては五・八三五メガヘルツ以上、上側にあつては六・一一九メガヘルツ以上であること。

二 標準デジタルテレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとデジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送(搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となつて有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送)の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送の搬送波の下側にあつては、デジタル有線テレビジョン放送の搬送波のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送の搬送波の下側にあつては、(一)一九デシベル以上(十)一四デシベル以下、上側にあつてはデジタル有線テレビジョン放送方式となつて有線テレビジョン放送の搬送波に対して(一)二〇デシベル以上(十)一八デシベル以下であること。

2 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一、六一三・一、六五三・一、六九三・一、七三三・一、七七三・一、八一三・一、八五三・一、八九三・一、九三三・一、九七三・二、〇一三及び二、〇五三メガヘルツ

(搬送波等の条件)
 第二十条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区別	条件
一 搬送波の周波数の許容偏差	(±) 一・五メガヘルツ以内
二 搬送波のレベル (変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間 (通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間) にわたって平均されたレベルをいう。以下同じ。)	次に掲げる式による A の値以上 B の値以下 $A = 47 + 101 \cdot g_1$ 0 (Z/75) $B = 81 + 101 \cdot g_1$ 0 (Z/75)
三 搬送波のレベルと他の搬送波のレベルとの差	当該搬送波のレベルと隣々接の搬送波 (隣接する搬送波をいう。) のレベルとの差は三デジベル以内
四 搬送波のレベルと雑音 (ベンドメントにおける第一中間周波数 (受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下同	(一) 搬送波の変調の型式が八相位相変調となつている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあ

2 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一、六一三・一、六五三・一、六九三・一、七三三・一、七七三・一、八一三・一、八五三・一、八九三・一、九三三・一、九七三・二、〇一三及び二、〇五三メガヘルツ

(搬送波等の条件)
 第二十六条の十 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三三・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区別	条件
一 搬送波の周波数の許容偏差	(±) 一・五メガヘルツ以内
二 搬送波のレベル (変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間 (通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間) にわたって平均されたレベルをいう。以下同じ。)	次に掲げる式による A の値以上 B の値以下 $A = 47 + 101 \cdot g_1$ 0 (Z/75) $B = 81 + 101 \cdot g_1$ 0 (Z/75)
三 搬送波のレベルと他の搬送波のレベルとの差	当該搬送波のレベルと隣々接の搬送波 (隣接する搬送波をいう。) のレベルとの差は三デジベル以内
四 搬送波のレベルと雑音 (ベンドメントにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・	(一) 搬送波の変調の型式が八相位相変調となつている搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあ

送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。) と、同令第二十六条の十第一項の表二の項下欄中「 $A = 47 + 101 \cdot g_1$ 」とあるのは「 $A = 47 + 101 \cdot g_1$ 」と、出力端子の定格出力インピーダンス (単位オーム) とする。以下同じ。) と、同表四の項上欄中「第一中間周波数」とあるのは「第一中間周波数 (受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下この表の五の項から七の項まで及び次項において同じ。)」と、「レベルとの差」とあるのは「レベルとの差 (搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下同じ。)」と読み替えるものとする。

<p>じ。)の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差(搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び六の項並びに次項において同じ。)</p>	<p>つては、(一)一ーデシベル以下 (二)搬送波の変調の型式が四相位相変調となつてゐる搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一)八デシベル以下</p>
<p>五 搬送波のレベルと妨害波(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるもの)の差</p>	<p>単一周波数による妨害にあつては、(一)一三デシベル以下</p>
<p>六 搬送波のレベルと当該搬送波の反射(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのもの)に限る。別図第八(において同じ。)による電磁波のレベルとの差</p>	<p>別図第八で示す値以下</p>
<p>七 その他の妨害波及びひずみ(いずれもヘッドエンドにおける第一中間周波数の入力端子から受信者端子までのものに限る。)</p>	<p>映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。</p>
<p>2 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。</p>	
<p>一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子</p>	<p>条件</p>
<p>区別</p>	<p>条件</p>

<p>八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差(搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び六の項並びに次項において同じ。)</p>	<p>つては、(一)一ーデシベル以下 (二)搬送波の変調の型式が四相位相変調となつてゐる搬送波及びその搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一)八デシベル以下</p>
<p>五 搬送波のレベルと妨害波(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるもの)の差</p>	<p>単一周波数による妨害にあつては、(一)一三デシベル以下</p>
<p>六 搬送波のレベルと当該搬送波の反射(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのもの)に限る。別図第四(において同じ。)による電磁波のレベルとの差</p>	<p>別図第四で示す値以下</p>
<p>七 その他の妨害波及びひずみ(いずれもヘッドエンドにおける第一中間周波数の入力端子から受信者端子までのものに限る。)</p>	<p>映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。</p>
<p>2 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三三・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等又は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。</p>	
<p>一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子</p>	<p>条件</p>
<p>区別</p>	<p>条件</p>

<p>一 搬送波のレベルと雑音（ヘンツドエンツドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差</p>	<p>(一) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となつていて、搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一) 一四デシベル以下</p> <p>(二) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となつていて、搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一) 九デシベル以下</p>
<p>二 搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差</p>	<p>(一) 二四デシベル以下</p>

<p>一 搬送波のレベルと雑音（ヘンツドエンツドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差</p>	<p>(一) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となつていて、搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一) 一四デシベル以下</p> <p>(二) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となつていて、搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一) 九デシベル以下</p>
<p>二 搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差</p>	<p>(一) 二四デシベル以下</p>

<p>二 搬送波のレベルと雑音</p>	
<p>一 受信者端子</p>	
<p>一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘンツドエンツドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差</p>	<p>(一) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となつていて、搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一) 一五デシベル以下</p> <p>(二) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となつていて、搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一) 九デシベル以下</p>

<p>二 搬送波のレベルと雑音</p>	
<p>一 受信者端子</p>	
<p>一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘンツドエンツドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差</p>	<p>(一) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となつていて、搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一) 一五デシベル以下</p> <p>(二) 受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となつていて、搬送波に係る電磁波の場合にあつては、(一) 九デシベル以下</p>

<p>二 搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む、二・八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに 限る。）のレベルとの差</p>	<p>(一) 二四デシベル以下</p>
<p>二 搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む、二・八・八六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに 限る。）のレベルとの差</p>	<p>(一) 二四デシベル以下</p>
<p>第五節 標準テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件</p>	<p>第五款 削除 第二十六条の十一 削除 第二十六条の十二 削除 第二十六条の十三 削除 第二十六条の十四 削除</p>
<p>第二十四条 削除 第五款 削除 第二十五条 削除 第二十六条 削除</p> <p>第二款 標準テレビジョン放送方式による有線役員利用放送設備に係る条件</p>	

第二十六条の二 (搬送波の周波数)
 義務再送信等の映像信号搬送波の受信者端子における周波数は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他の有線放送の受信にできる限り障害を与えないものでなければならない。

区別	周波数 (単位メガヘルツ)
----	---------------

第二十一条 (搬送波の周波数等)
 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線役務利用放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の三から第二十六条の五までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線役務利用放送」と、同条第二十六条の三第一項中「義務再送信等以外の場合であつて、受信者端子において」とあるのは「受信者端子(有線役務利用放送設備の端子であつて、有線役務利用放送の受信設備に接するもの)をいう。以下同じ。」と、同条第二十六条の三第二項及び第二十六条の五中「当該施設」とあるのは「当該有線役務利用放送設備」と、同条第二十六条の四中「施設区域」とあるのは「業務区域」と、同条第一項の表一の項下欄中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド(有線役務利用放送のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線役務利用放送の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置(テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクrohon増幅器及び録音再生装置を除く。)をいう。以下同じ。）」と、同表三の項下欄(一)中「コンバータ(映像信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するもの)に限る。以下この表において同じ。)」を使用する施設」とあるのは「コンバータ(受信設備に属する装置であつて、信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するもの(映像信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものに限る。))をいう。以下この表において同じ。)」を使用する有線役務利用放送設備」と、同表四の項上欄中「映像信号搬送波のレベル」とあるのは「映像信号搬送波のレベル(変調包絡線の最高尖頭における映像信号搬送波のレベルをいう。以下同じ。))」と、同表四の項下欄(一)、同表八の項下欄(一)、同表十一の項下欄(一)、同表十二の項下欄(一)イ及び同表十二の項下欄(二)イ中「コンバータを使用する施設」とあるのは「コンバータを使用する有線役務利用放送設備」と、同表四の項下欄(二)中「A||62+10log10Z+10Z+75」とあるのは「A||62+10log10Z+75 (Zは、出力端子の定格出力インピーダンス(単位オーム)とする。以下同じ。))」と、同表七の項上欄中「以下の表の次の項から十の項まで並びに次項及び次条第二号において同じ。」とあるのは「以下の表の次の項から十の項まで及び次項において同じ。」と、同表八の項上欄中「同時再送信」とあるのは「同時再送信(他の電気通信役務利用放

<p>一 三〇〇メガヘルツ以下の電波数の電波を使用するテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送に係る放送番組の有線テレビジョン放送を行う場合</p>	<p>九一・二五、九七・二五、一〇三・二五、一七一・二五、一七七・二五、一九三・二五、一九九・二五、二〇五・二五、二一一・二五、二一七・二五、四七一・二五、四七七・二五、四八三・二五、四八九・二五、四九五・二五、五〇一・二五、五〇七・二五、五一三・二五、五一九・二五、五二五・二五、五三一・二五、五三七・二五、五四三・二五、五四九・二五、五五五・二五、五六一・二五、五六七・二五、五七三・二五、五七九・二五、五八五・二五、五九一・二五、五九七・二五、六〇三・二五、六〇九・二五、六一五・二五、六二一・二五、六二七・二五、六三三・二五、六三九・二五、六四五・二五、六五一・二五、六五七・二五、六六三・二五、六六九・二五、六七五・二五、六八一・二五、六八七・二五、六九三・二五、六九九・二五、七〇五・二五、七一・二五、七一七・二五、七二三・二五、七二九・二五、七三五・二五、七四一・二五、七四七・二五、七五三・二五、七五九・二五及び七六五・二五 (いずれも(±)〇・〇二三までを含む。)</p>	<p>送事業者の電気通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信する有線役務利用放送をいう。以下同じ。)と、同令第二十六条の五第二号中「レベルとの差」とあるのは「レベルとの差(映像信号搬送波のレベルを減数として求められる値とする。)」と読み替えるものとする。</p>
<p>二 三〇〇メガヘルツを超える電波を使用するテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送に係る放送番組の有線テレビジョン放送を行う場合</p>	<p>九一・二五、九七・二五、一〇三・二五、一七一・二五、一七七・二五、一九三・二五、一九九・二五、二〇五・二五、二一一・二五、二一七・二五、四七一・二五、四七七・二五、四八三・二五、四八九・二五、四九五・二五、五〇一・二五、五〇七・二五、五一三・二五、五一九・二五、五二五・二五、五三一・二五、五三七・二五、五四三・二五、五四九・二五、五五五・二五、五六一・二五、五六七・二五、五七三・二五、五七九・二五、五八五・二五、五九一・二五、五九七・二五、六〇三・二五、六〇九・二五、六一五・二五、六二一・二五、六二七・二五、六三三・二五、六三九・二五、六四五・二五、六五一・二五、六五七・二五、六六三・二五、六六九・二五、六七五・二五、六八一・二五、六八七・二五、六九三・二五、六九九・二五、七〇五・二五、七一・二五、七一七・二五、七二三・二五、七二九・二五、七三五・二五、七四一・二五、七四七・二五、七五三・二五、七五九・二五及び七六五・二五 (いずれも(±)〇・〇二三までを含む。)</p>	

第二十一条 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の映像信号搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。ただし、一〇八メガヘルツを超え一七〇メガヘルツ未満又は二二二メガヘルツを超え四七〇メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であつて、総務大臣が次の周波数以外の周波数を使用することが適当と認められたものについては、この限りでない。

- 九一・二五、九七・二五、一〇三・二五、一〇九・二五、一一五・二五、一二一・二五、一二七・二五、一三三・二五、一三九・二五、一四五・二五、一五一・二五、一五七・二五、一六五・二五、一七一・二五、一七七・二五、一八三・二五、一八九・二五、一九三・二五、一九九・二五、二〇五・二五、二一一・二五、二一七・二五、二二三・二五、二二九・二五、二三五・二五、二六一・二五、二六五・二五、二七一・二五、二七七・二五、二八三・二五、二八九・二五、二九五・二五、三〇一・二五、三〇七・二五、三一一・二五、三一九・二五、三二五・二五、三三三・二五、三三九・二五、三四三・二五、三四九・二五、三五五・二五、三六一・二五、三六七・二五、三七三・二五、三七九・二五、三八五・二五、三九一・二五、三九七・二五、四〇三・二五、四〇九・二五、四一五・二五、四二一・二五、四二七・二五、四三三・二五、四三九・二五、四四五・二五、四五一・二五、四五七・二五、四六三・二五、四七一・二五、四七七・二五、四八三・二五、四八九・二五、四九五・二五、五〇一・二五、五〇七・二五、五一三・二五、五一九・二五、五二五・二五、五三一・二五、五三七・二五、五四三・二五、五四九・二五、五五五・二五、五六一・二五、五六七・二五、五七三・二五、五七九・二五、五八五・二五、五九一・二五、五九七・二五、六〇三・二五、六〇九・二五、六一五・二五、六二一・二五、六二七・二五、六三三・二五、六三九・二五、六四五・二五、六五一・二五、六五七・二五、六六三・二五、六六九・二五、六七五・二五、六八一・二五、六八七・二五、六九三・二五、六九九・二五、七〇五・二五、七一、七二五、七三三・二五、七三九・二五、七四五・二五、七六一・二五、七四七・二五、七五三・二五、七五九・二五及び七六五・二五（いずれも（H）〇・〇二三までを含む。）メガヘルツ

2 前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

第二十六条の三 義務再送信等以外の場合であつて、受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の映像信号搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。ただし、一〇八メガヘルツを超え一七〇メガヘルツ未満又は二二二メガヘルツを超え四七〇メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であつて、総務大臣が次の周波数以外の周波数を使用することが適当と認められたものについては、この限りでない。

- 九一・二五、九七・二五、一〇三・二五、一〇九・二五、一一五・二五、一二一・二五、一二七・二五、一三三・二五、一三九・二五、一四五・二五、一五一・二五、一五七・二五、一六五・二五、一七一・二五、一七七・二五、一八三・二五、一八九・二五、一九三・二五、一九九・二五、二〇五・二五、二一一・二五、二一七・二五、二二三・二五、二二九・二五、二三五・二五、二六一・二五、二六五・二五、二七一・二五、二七七・二五、二八三・二五、二八九・二五、二九五・二五、三〇一・二五、三〇七・二五、三一一・二五、三一九・二五、三二五・二五、三三三・二五、三三九・二五、三四三・二五、三四九・二五、三五五・二五、三六一・二五、三六七・二五、三七三・二五、三七九・二五、三八五・二五、三九一・二五、三九七・二五、四〇三・二五、四〇九・二五、四一五・二五、四二一・二五、四二七・二五、四三三・二五、四三九・二五、四四五・二五、四五一・二五、四五七・二五、四六三・二五、四七一・二五、四七七・二五、四八三・二五、四八九・二五、四九五・二五、五〇一・二五、五〇七・二五、五一三・二五、五一九・二五、五二五・二五、五三一・二五、五三七・二五、五四三・二五、五四九・二五、五五五・二五、五六一・二五、五六七・二五、五七三・二五、五七九・二五、五八五・二五、五九一・二五、五九七・二五、六〇三・二五、六〇九・二五、六一五・二五、六二一・二五、六二七・二五、六三三・二五、六三九・二五、六四五・二五、六五一・二五、六五七・二五、六六三・二五、六六九・二五、六七五・二五、六八一・二五、六八七・二五、六九三・二五、六九九・二五、七〇五・二五、七一、七二五、七三三・二五、七三九・二五、七四五・二五、七六一・二五、七四七・二五、七五三・二五、七五九・二五及び七六五・二五（いずれも（H）〇・〇二三までを含む。）メガヘルツ

2 前項の周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

(搬送波等の条件)
 第二十二条 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

区別	条件
一 映像信号搬送波の周波数の許容偏差	(±) 二〇キロヘルツ以内 (ヘツドエント以外の機器で周波数の変換が行われる映像信号搬送波の周波数については、別に定める値)
二 映像信号搬送波とこれに伴う音声信号搬送波の周波数間隔の許容偏差	(±) ニキロヘルツ以内
三 ヘツドエントの映像信号搬送波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性 (映像信号搬送波の周波数を基準とする (一) 五〇〇キロヘルツから (十) 四メガヘルツまでの間において、その映像信号搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする。)	(一) 当該有線テレビジョン放送等の受信にコンパータを使用する有線放送設備の場合にあつては、(一) 四デジベル以上 (十) 三デジベル以下
四 映像信号搬送波のレベル	(一) 当該有線テレビジョン放送等の受信にコンパータを使用する有線放送設備の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A=62+101 \log_{10} (Z/7.5)$ $B=85+101 \log_{10} (Z/7.5)$ (二) (一) 以外の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A=60+101 \log_{10} (Z/$

(搬送波等の条件)
 第二十六条の四 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

区別	条件
一 映像信号搬送波の周波数の許容偏差	(±) 二〇キロヘルツ以内 (ヘツドエント以外の機器で周波数の変換が行われる映像信号搬送波の周波数については、別に定める値)
二 映像信号搬送波とこれに伴う音声信号搬送波の周波数間隔の許容偏差	(±) ニキロヘルツ以内
三 ヘツドエントの映像信号搬送波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性 (映像信号搬送波の周波数を基準とする (一) 五〇〇キロヘルツから (十) 四メガヘルツまでの間において、その映像信号搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする。)	(一) 当該有線テレビジョン放送等の受信にコンパータを使用する施設の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A=62+101 \log_{10} (Z/7.5)$ $B=85+101 \log_{10} (Z/7.5)$ (二) (一) 以外の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A=60+101 \log_{10} (Z/$
四 映像信号搬送波のレベル	(一) 当該有線テレビジョン放送等の受信にコンパータを使用する施設の場合にあつては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A=60+101 \log_{10} (Z/$

<p>五 映像信号搬送波のレベルの変動（交流電源に起因する電磁波によるものを除く。次項第一号において同じ。）</p>	<p>7.5) B=85+10log₁₀(Z/7.5)</p> <p>一分間において、四デシベル以内</p>	<p>7.5) B=85+10log₁₀(Z/7.5)</p> <p>一分間において、四デシベル以内</p>	
<p>六 映像信号搬送波のレベルと他の映像信号搬送波のレベルとの差</p>	<p>(一) 映像信号搬送波の周波数間隔が六・〇四六メガヘルツ以内の場合にあつては、三デシベル以内 (二) (一) 以外の場合にあつては、<u>一〇デシベル</u>以内</p>	<p>(一) 映像信号搬送波の周波数間隔が六・〇四六メガヘルツ以内の場合にあつては、三デシベル以内 (二) (一) 以外の場合にあつては、<u>一〇デシベル</u>以内</p>	
<p>七 映像信号搬送波のレベルと当該搬送波に伴う音声信号搬送波のレベルとの差（映像信号搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項から十の項まで並びに次項及び次条第二号において同じ。）</p>	<p>(一) 音声信号搬送波の周波数より一、五〇〇キロヘルツ（±）四七キロヘルツまでを含む。）高い周波数の映像信号搬送波が使用される場合にあつては、(一) <u>一四デシベル</u>以上 (一) <u>九デシベル</u>以下 (二) (一) 以外の場合にあつては、(一) <u>一四デシベル</u>以上 (一) <u>三デシベル</u>以下</p>	<p>(一) 音声信号搬送波の周波数より一、五〇〇キロヘルツ（±）四七キロヘルツまでを含む。）高い周波数の映像信号搬送波が使用される場合にあつては、(一) <u>一四デシベル</u>以上 (一) <u>九デシベル</u>以下 (二) (一) 以外の場合にあつては、(一) <u>一四デシベル</u>以上 (一) <u>三デシベル</u>以下</p>	
<p>八 映像信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエントの映像信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。）のレベルとの差（<u>業務</u>区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の放送区域外にある場合にお</p>	<p>(一) 当該有線一般放送の受信にコンバータを使用する<u>有線</u>放送設備の場合にあつては、 (一) <u>四〇デシベル</u>以下 (二) (一) 以外の場合にあつては、(一) <u>三八デシベル</u>以下</p>	<p>(一) 当該有線テレビジョン放送の受信にコンバータを使用する<u>施設</u>の場合にあつては、 (一) <u>四〇デシベル</u>以下 (二) (一) 以外の場合にあつては、(一) <u>三八デシベル</u>以下</p>	

<p>る当該一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の同時再放送によるものを除く。)</p>		<p>る当該一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の同時再送信によるものを除く。)</p>	
<p>九 映像信号搬送波のレベルと相互変調による電磁波（色信号副搬送波と音声信号搬送波の相互変調による電磁波のうち、これらの搬送波の周波数の差に等しい周波数のものを除く。別図第九において同じ。）のレベルとの差</p>	<p>別図第九で示す値以下</p>	<p>九 映像信号搬送波のレベルと相互変調（二以上の搬送波を一つの増幅器で同時に増幅する場合において、増幅器の特性の非直線性により、電磁波が発生する現象をいう。以下同じ。）による電磁波（色信号副搬送波と音声信号搬送波の相互変調による電磁波のうち、これらの搬送波の周波数の差に等しい周波数のものを除く。別図第二において同じ。）のレベルとの差</p>	<p>別図第二で示す値以下</p>
<p>十 映像信号搬送波のレベルと当該搬送波の反射（ヘッドエントの映像信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第十において同じ。）による電磁波のレベル（変調包絡線の最高尖頭における電磁波のレベルをいう。別図第十において同じ。）との差</p>	<p>別図第十で示す値以下</p>	<p>十 映像信号搬送波のレベルと当該搬送波の反射（ヘッドエントの映像信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第二において同じ。）による電磁波のレベル（変調包絡線の最高尖頭における電磁波のレベルをいう。別図第二において同じ。）との差</p>	<p>別図第二で示す値以下</p>
<p>十一 混変調（二以上の変調波を一つの増幅器で同時に増幅する場合において、増幅器の特性の非直線性により、一の変調波が他の変調波の変調信号によつて変調される現象をいう。）による映像信号搬送波の変調度</p>	<p>(一) 当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあつては、次に掲げる式により求められる値が (一) 四デジベル以下 $20 \log_{10} [(a-b) / a]$ デジベル aは、映像信号搬送波の変調包絡線の最高値における振幅とする。 bは、映像信号搬送波の変調包絡線の最低値における振幅とする</p>	<p>(一) 当該有線テレビジョン放送の受信にコンバータを使用する施設の場合にあつては、次に掲げる式により求められる値が $20 \log_{10} [(a-b) / a]$</p>	

十二 交流電源に起因する電磁波による映像信号搬送波の変調度	<p>る。</p> <p>(二) (一) 以外の場合にあつては、(一) の式により求められる値が (一) 四〇デシベル以下</p> <p>十一の項の式により求められる値は、次のとおりであること。</p> <p>(一) 電源の周波数が五〇ヘルツの場合</p> <p>イ 当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあつては、(一) 五二デシベル以下</p> <p>ロ イ以外の場合にあつては、(一) 五〇デシベル以下</p> <p>ハ イ以外の場合にあつては(一) 四〇デシベル以下</p>	<p>変調波の変調信号によつて変調される現象をいう。) による映像信号搬送波の変調度</p> <p>デシベル</p> <p>a は、映像信号搬送波の変調包絡線の最高値における振幅とする。</p> <p>b は、映像信号搬送波の変調包絡線の最低値における振幅とする。</p> <p>(二) (一) 以外の場合にあつては、(一) の式により求められる値が (一) 四〇デシベル以下</p>	
十三 その他の妨害波及びびずみ (いずれもヘッドエントの入力端子から受信者端子までのものに限る。)	<p>映像又は音声その他の音響に障害を与えないものであること。</p>	<p>十一の項の式により求められる値は、次のとおりであること。</p> <p>(一) 電源の周波数が五〇ヘルツの場合</p> <p>イ 当該有線テレビジョン放送の受信にコンバータを使用する施設の場合にあつては、(一) 五二デシベル以下</p> <p>ロ イ以外の場合にあつては、(一) 四〇デシベル以下</p> <p>ハ イ 当該有線テレビジョン放送の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあつては、(一) 四二デシベル以下</p> <p>ロ イ以外の場合にあつては、(一) 四〇デシベル以下</p>	
十二 交流電源に起因する電磁波による映像信号搬送波の変調度	<p>映像又は音声その他の音響に障害を与えないものであること。</p>	<p>映像又は音声その他の音響に障害を与えないものであること。</p>	
十二 交流電源に起因する電磁波による映像信号搬送波の変調度	<p>映像又は音声その他の音響に障害を与えないものであること。</p>	<p>映像又は音声その他の音響に障害を与えないものであること。</p>	

2 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の五の項及び八の項の規定は、適用しない。

2 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の五の項及び八の項の規定は、適用しない。

一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子		
区別	条件	
一 映像信号搬送波のレベルの変動	一分間において、四デシベル以内	
二 映像信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの映像信号搬送波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までの範囲内において、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限り、当該搬送波の周波数を除く。）のレベルとの差（業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン放送を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の同時再放送によるものを除く。）	映像信号搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までの範囲内において、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限り、当該搬送波の周波数を除く。）のレベルとの差（業務区域の全部が一の場合）	(一) 四〇デシベル以下
	映像信号搬送波のレベルと雑音のレベルとの差が(一) 五九デシベルを超え(一) 四五デシベル以下の場合	(一) 四二デシベル以下

一 保安装置（有線電気通信設備令施行規則（昭和四十六年郵政省令第二号）第十九条第一項各号に規定するところにより設置される保安装置をいう。以下同じ。）又は受信用光伝送装置の出力端子		
区別	条件	
一 映像信号搬送波のレベルの変動	一分間において、四デシベル以内	
二 映像信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの映像信号搬送波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までの範囲内において、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限り、当該搬送波の周波数を除く。）のレベルとの差（施設区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン放送を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の同時再送信によるものを除く。）	映像信号搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までの範囲内において、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限り、当該搬送波の周波数を除く。）のレベルとの差（施設区域の全部が一の場合）	(一) 四〇デシベル以下
	映像信号搬送波のレベルと雑音のレベルとの差が(一) 五九デシベルを超え(一) 四五デシベル以下の場合	(一) 四二デシベル以下

二 受信用光伝送装置の入力端子		
区別	条件	
総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した映像信号搬送波のレベルと雑音	映像信号搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのもの）	(一) 四二デシベル以下

二 受信用光伝送装置の入力端子		
区別	条件	
総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した映像信号搬送波のレベルと雑音	映像信号搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのもの）	(一) 四二デシベル以下

<p>(ヘッドエンドの映像信号搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差(業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の同時再放送によるものを除く。)</p>	<p>であつて、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。以下この表において同じ。)のレベルとの差が(一)五九デジベル以下の場合</p>	<p>映像信号搬送波のレベルと雑音のレベルとの差が(一)五九デジベルを超え(一)四五デジベル以下の場合</p>
		<p>(一)四四デジベル以下</p>

第二十三条 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等と、送信の方式が超短波放送に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第●号)に準拠するものとなつている有線放送とが同時に行われる場合における当該有線放送の搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、七六メガヘルツから九〇メガヘルツまでの周波数以外の周波数を使用する場合であつて、当該有線放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、当該有線放送設備で行われる他の有線放送の受信に障害を与えない場合は、この限りでない。

一 超短波放送の信号搬送波の周波数と当該信号搬送波の上側に位置する映像信号搬送波の周波数との差(映像信号搬送波の周波数を減数として求められる値とする。)は、(一)五・二五メガヘルツ以下であること。

二 超短波放送の信号搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、(一)一〇デシベル以下であること。

第六節 標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

<p>(ヘッドエンドの映像信号搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差(施設区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の同時再送信によるものを除く。)</p>	<p>であつて、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。以下この表において同じ。)のレベルとの差が(一)五九デジベル以下の場合</p>	<p>映像信号搬送波のレベルと雑音のレベルとの差が(一)五九デジベルを超え(一)四五デジベル以下の場合</p>
		<p>(一)四四デジベル以下</p>

第二十六条の五 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送と、送信の方式が超短波放送に関する送信の標準方式(昭和四十三年郵政省令第二十六号)に準拠するものとなつている有線放送とが同時に行われる場合における当該有線放送の搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、七六メガヘルツから九〇メガヘルツまでの周波数以外の周波数を使用する場合であつて、当該有線放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、当該施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えない場合は、この限りでない。

一 超短波放送の信号搬送波の周波数と当該信号搬送波の上側に位置する映像信号搬送波の周波数との差(映像信号搬送波の周波数を減数として求められる値とする。)は、(一)五・二五メガヘルツ以下であること。

二 超短波放送の信号搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、(一)一〇デシベル以下であること。

第三款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送を行う施設に係る条件

第三款 標準衛星テレビジョン放送方式による有線役員利用放送設備に係る条件

(搬送波の周波数)
 第二十四条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三二・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の信号搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。
 一、一二六・二〇、一、一六四・五六及び一、二四一・二八メガヘルツ

(信号搬送波等の条件)
 第二十五条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三二・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区別	条件
一 信号搬送波の周波数の許容偏差	(±) 一・五メガヘルツ以内
二 信号搬送波のレベル	次に掲げる式による値以上 $57 + 10 \log_{10} (Z / 75)$
三 信号搬送波のレベルと他の信号搬送波のレベルとの差	六デシベル以内
四 信号搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのレベルとの差)	(一) 周波数選択出力装置(線路上で複数の信号搬送波から任意の信号搬送波を選択する装置であつて、選択した信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものをいう。)を使用する有線放送設備の場合にあつては、(一) 一五デシベル以下 (二) (一) 以外の場合に

(搬送波の周波数)
 第二十六条の六 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三二・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の信号搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。
 一、一二六・二〇、一、一六四・五六及び一、二四一・二八メガヘルツ

(信号搬送波等の条件)
 第二十六条の七 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三二・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区別	条件
一 信号搬送波の周波数の許容偏差	(±) 一・五メガヘルツ以内
二 信号搬送波のレベル	次に掲げる式による値以上 $57 + 10 \log_{10} (Z / 75)$
三 信号搬送波のレベルと他の信号搬送波のレベルとの差	六デシベル以内
四 信号搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのレベルとの差)	(一) 周波数選択出力装置を使用する施設の場合にあつては、(一) 一五デシベル以下 (二) (一) 以外の場合にあつては、(一) 一四デシベル以下
五 信号搬送波のレベルと当該信号搬送波の反射(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第三	別図第三で示す値以下

(搬送波の周波数等)
 第二十二条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三二・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線放送設備については、有線テレビジョン放送法施行規則第二十六条の六及び第二十六条の七の規定を準用する。この場合において、「有線テレビジョン放送」とあるのは「有線放送」とあるのは「有線放送」とあり、「施設」とあるのは「有線放送設備」とあり、「受信者端子」とあるのは「受信者端子(有線放送設備の端子であつて、有線放送の受信設備に接するものをいう。以下同じ。)」と、同令第二十六条の七の表二の下欄中「 $57 + 10 \log_{10} Z + 75$ 」(Zは、出力端子の定格出力インピーダンス(単位オーム)とする。)と、「同表四の項上欄中「ヘッドエンド」とあるのは「ヘッドエンド(有線放送設備のために電磁波を増幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線放送設備の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置(テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイク増幅器及び録音再生装置を除く。))をいう。以下同じ。)」と、「第一中間周波数」とあるのは「第一中間周波数(受信周波数と一〇・六七八ギガヘルツの局部発振周波数との差の周波数をいう。以下この表の五の項及び六の項において同じ。)」と、「レベルとの差」とあるのは「レベルとの差(信号搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の五の項及び六の項並びに次項において同じ。)」と、「同表四の項下欄(一)中「周波数選択出力装置」とあるのは「周波数選択出力装置(線路上で複数の信号搬送波から任意の信号搬送波を選択する装置であつて、選択した信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものをいう。以下同じ。)」と読み替えるものとする。

	あつては、(一)一四デシベル以下
五 信号搬送波のレベルと当該信号搬送波の反射(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第七二において同じ。)による電磁波のレベルとの差	別図第十一で示す値以下
六 信号搬送波のレベルと妨害波(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信者端子までのもの)であつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるものに限る。)のレベルとの差	(一) 三次相互変調による妨害波の場合であつて、かつ、次のとおりであること。 イ 周波数選択出力装置を使用する有線放送設備の場合にあつては、(一)一三デシベル以下 ロ イ以外の場合にあつては、(一)三六デシベル以下 (二) (一)以外の場合にあつては、(一)三デシベル以下
七 その他の妨害波及びひずみ(いずれもヘッドエンドにおける第一中間周波数の入力端子から受信者端子までのものに限る。)	映像又は音声その他の音響に障害を与えないものであること。
<p>2 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となつており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三二・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおつて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。</p> <p>一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子</p>	
区別	条件
一 信号搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのもの)であつ	(一) 一五デシベル以下

	において同じ。)による電磁波のレベルとの差
六 信号搬送波のレベルと妨害波(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信者端子までのもの)であつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるものに限る。)のレベルとの差	(一) 三次相互変調(三)の周波数又は一の周波数の二倍の周波数と他の周波数の組合せによつて生ずる相互変調をいう。以下同じ。)による妨害波の場合であつて、かつ、次のとおりであること。 イ 周波数選択出力装置を使用する施設の場合にあつては、(一)一三デシベル以下 ロ イ以外の場合にあつては、(一)三六デシベル以下 (二) (一)以外の場合にあつては、(一)三デシベル以下
七 その他の妨害波及びひずみ(いずれもヘッドエンドにおける第一中間周波数の入力端子から受信者端子までのものに限る。)	映像又は音声その他の音響に障害を与えないものであること。
<p>2 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となつており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三二・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおつて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項の規定は、適用しない。</p> <p>一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子</p>	
区別	条件
一 信号搬送波のレベルと雑音(ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から保安装置まで、又は受信用光伝送装置の出力端子までのもの)であつ	(一) 一五デシベル以下

て、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	
二 信号搬送波のレベルと雑音(保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(一) 二四デシベル以下

二 受信用光伝送装置の入力端子

區別	条件
一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した信号搬送波のレベルと雑音(ヘットエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(一) 一六デシベル以下
二 信号搬送波のレベルと雑音(受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(一) 二四デシベル以下

第三章 細則

(使用する電磁波の条件)

第二十六条 次の各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

- 一 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メ

て、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	
二 信号搬送波のレベルと雑音(保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(一) 二四デシベル以下

二 受信用光伝送装置の入力端子

區別	条件
一 総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した信号搬送波のレベルと雑音(ヘットエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(一) 一六デシベル以下
二 信号搬送波のレベルと雑音(受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであつて、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるすべてのものに限る。)のレベルとの差	(一) 二四デシベル以下

(使用する電磁波の条件)

第二十三条 次の各号に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する施設で行われる他の有線放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

- 五 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式(第二十六条の十六第三項及び第四項に規定する信

ガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

- 二 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等
- 三 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、四八五・八七メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

- 四 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

- 五 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

- 六 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

2 前項各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定によ

号により搬送波を変調する方式をいう。以下同じ。)となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

- 六 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

- 三 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式(デジタル放送の標準方式第五章第二節に規定する放送衛星局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。)となっており、かつ、一、〇三五・〇五メガヘルツから一、三三二・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

- 四 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式(デジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する放送衛星局に係るものに準拠する方式をいう。以下同じ。)となっており、かつ、一、五七八・五七メガヘルツから二、〇六七・四三メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送
- 一 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送

- 二 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式(標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。))に関する送信の標準方式若しくは標準テレビジョン・データ多重放送及び高精度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式のうち一・七ギガヘルツを超え二・二ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する放送衛星局(高精度テレビジョン・データ多重放送を行うものを除く。)に係るもの又は標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式のうち放送衛星局に係るものに準拠する方式(標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。))に関する送信の標準方式第十一条(標準テレビジョン・データ多重放送及び高精度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第六条において準用する場合を含む。)、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式第二条又は標準テレビジョン・データ多重放送及び高精度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第六条の三中「二七MHz」とあるのは「電力拡散信号を用いる場合は二七MHz、電力拡散信号を用いない場合は二六・四MHz」とする。)をいう。以下同じ。)となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送
- 2 前項各号に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定による

るほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、受信者端子において当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる前項各号に掲げる有線テレビジョン放送等の受信に検知される影響を与えないものでなければならない。

別図第一（第十二条第一項参照）
（略）

別図第二（第十二条第三項第三号参照）
（略）

別図第三（第十二条第五項参照）
（略）

別図第四（第十二条の表の七の項参照）
（略）

【削除】

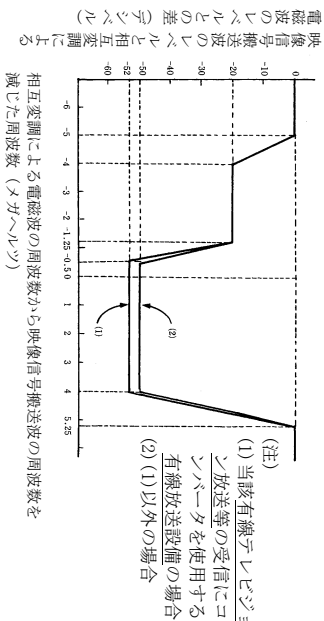
別図第五（第十二条の表の八の項参照）
（略）

別図第六（第十六条の表の七の項参照）
（略）

別図第七（第十六条の表の八の項参照）
（略）

別図第八（第二十条第一項の表の六の項参照）
（略）

別図第九（第二十一条参照）
（略）



ほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、受信者端子において当該電磁波が当該電磁波を使用する施設で行われる前項各号に掲げる有線テレビジョン放送の受信に検知される影響を与えないものでなければならない。

別図第十一（第二十六条の十六第一項参照）
（同上）

別図第十二（第二十六条の十六第三項第三号参照）
（同上）

別図第十三（第二十六条の十六第五項参照）
（同上）

別図第十四（第二十六条の十七の表の七の項参照）
（同上）

別図第五から別図第十まで 削除

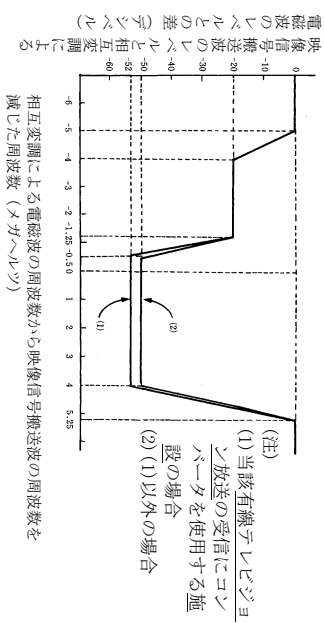
別図第十五（第二十六条の十七の表の八の項参照）
（同上）

別図第十七（第二十六条の二十の表の七の項参照）
（同上）

別図第十八（第二十六条の二十の表の八の項参照）
（同上）

別図第四（第二十六条の十第一項の表の六の項参照）
（同上）

別図第一（第二十六条の四参照）
（同上）



【以下略】

【削除】

別図第十(第二十二條参照)

(略)

別図第十一(第二十五條参照)

(略)

別図第十六 削除

別図第二(第二十六條の四参照)

(同上)

別図第三(第二十六條の七参照)

(同上)